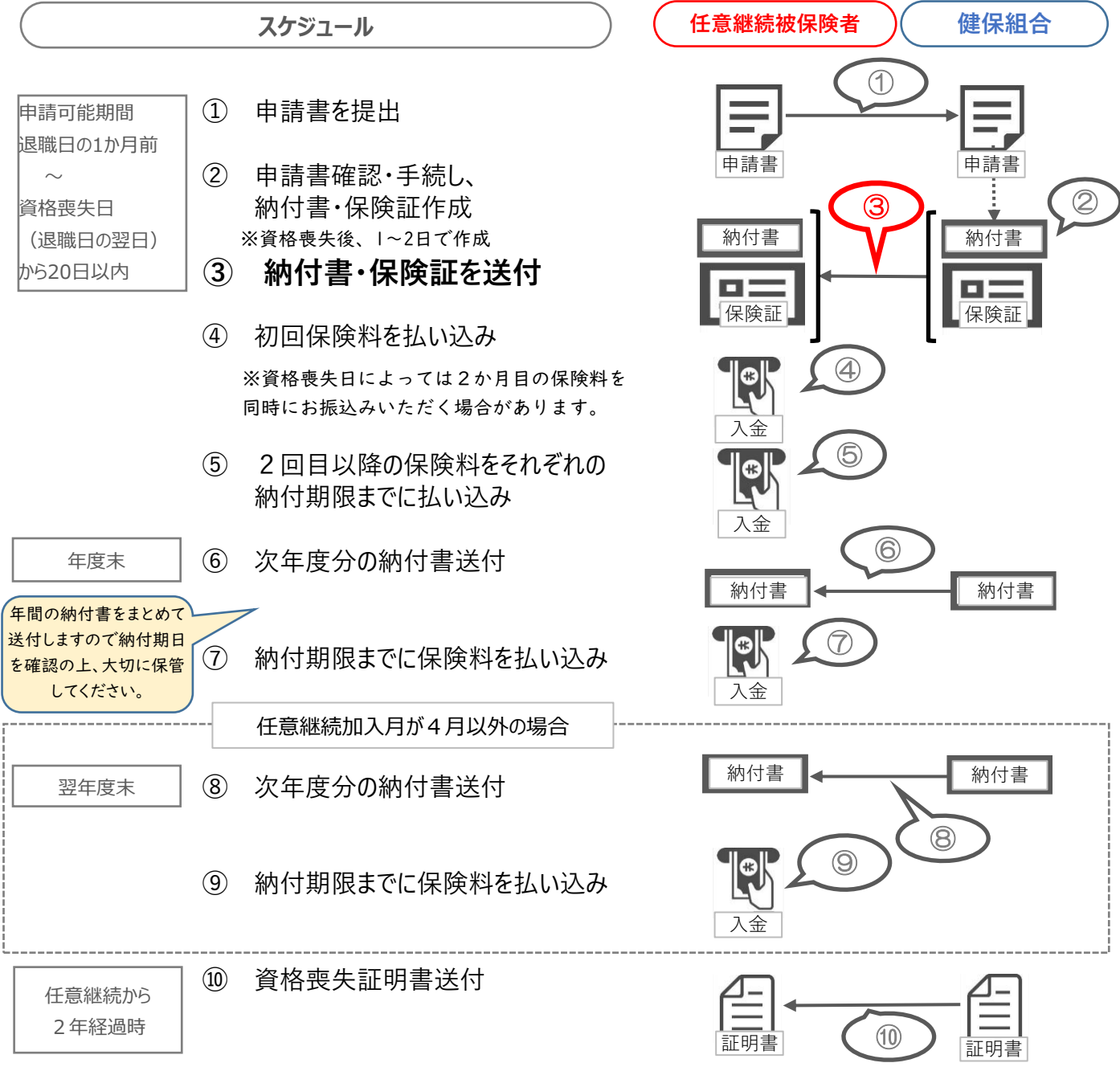


TOTO健康保険組合 任意継続のしおり

任意継続被保険者制度を利用すれば、会社を退職した後も最長2年間は引き続きTOTO健康保険組合に加入することができます。加入条件は退職前に2か月以上の被保険者期間があることです。ただし、保険料は会社負担がなくなるので**全額自己負担**となります。下記手続きスケジュールおよび制度の概要をご確認のうえ、加入を希望される場合は任意継続加入申請書をご提出ください。（申請書はTOTO健康保険組合ホームページ内の「会社を退職した」ページ内に掲載しています）

◆◆◆諸手続きスケジュール◆◆◆



※①～③の流れについて

具体例を右表にて例示しております。

**資格喪失後に納付書・保険証発行となりますので
資格喪失日に保険証をお渡しすることは出来かねます。**

すぐに保険証が必要な場合などはQ&AのNo.2をご参照ください。

例：退職日より前に申請書を提出する場合	
9月20日	申請書提出
9月30日	退職日
10月1日	資格喪失日
10月2日	納付書・保険証送付
例：退職日より後に申請書を提出する場合	
9月30日	退職日
10月1日	資格喪失日
10月10日	申請書提出（10/20が締切）
10月11日	納付書・保険証送付

※祝休日を挟む場合は後ろにずれます。

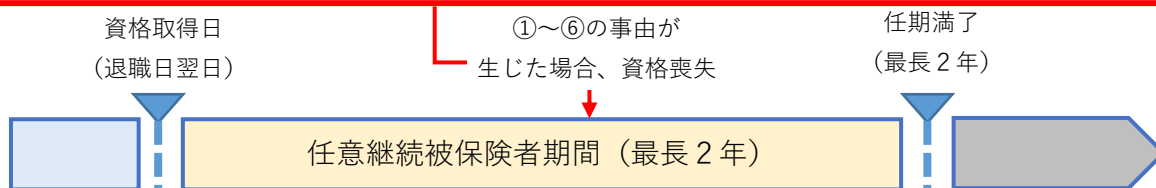
◆◆◆制度の概要◆◆◆

1. 加入期間について

退職日の翌日から最長2年間加入できます。

下記事由が発生した場合は資格が喪失となります。

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ②被保険者が死亡したとき
- ③保険料（初回保険料を除く）を納付期日までに納付しなかったとき
- ④勤務先の社会保険（健康保険）に加入したとき
- ⑤後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑥任意継続被保険者が任意脱退を申し出たとき（※届出書が到着した日の属する月の翌月1日で喪失）



2. 保険料額について

退職時の標準報酬月額（上限380,000円）により計算され、全額自己負担となります。

健康保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率 (9.2%)

介護保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率 (1.64%) ※2024年度の保険料率です

※40歳～64歳の方は介護保険料を健康保険料と合わせて納付いただきます。

年度途中で40歳になられる方は誕生月より加算されます。

※保険料率の変更または当組合の標準報酬月額が変更になったときは保険料が改定されます。

◆標準報酬月額の確認方法◆

TOPASより検索可能です。

社会保険情報		記号	00100	被保険者番号	00000000
健康	標準報酬月額		340,000	等級	21

退職日時時点の標準報酬月額	健康保険		介護保険	
	4.00% 在職時	9.20% 任意継続	0.79% 在職時	1.64% 任意継続
58,000	2,320 ⇒	5,336	458 ⇒	951
68,000	2,720 ⇒	6,256	537 ⇒	1,115
78,000	3,120 ⇒	7,176	616 ⇒	1,279
88,000	3,520 ⇒	8,096	695 ⇒	1,443
98,000	3,920 ⇒	9,016	774 ⇒	1,607
104,000	4,160 ⇒	9,568	821 ⇒	1,705
110,000	4,400 ⇒	10,120	869 ⇒	1,804
118,000	4,720 ⇒	10,856	932 ⇒	1,935
126,000	5,040 ⇒	11,592	995 ⇒	2,066
134,000	5,360 ⇒	12,328	1,058 ⇒	2,197
142,000	5,680 ⇒	13,064	1,121 ⇒	2,328
150,000	6,000 ⇒	13,800	1,185 ⇒	2,460
160,000	6,400 ⇒	14,720	1,264 ⇒	2,624
170,000	6,800 ⇒	15,640	1,343 ⇒	2,788
180,000	7,200 ⇒	16,560	1,422 ⇒	2,952
190,000	7,600 ⇒	17,480	1,501 ⇒	3,116
200,000	8,000 ⇒	18,400	1,580 ⇒	3,280
220,000	8,800 ⇒	20,240	1,738 ⇒	3,608
240,000	9,600 ⇒	22,080	1,896 ⇒	3,936
260,000	10,400 ⇒	23,920	2,054 ⇒	4,264
280,000	11,200 ⇒	25,760	2,212 ⇒	4,592
300,000	12,000 ⇒	27,600	2,370 ⇒	4,920
320,000	12,800 ⇒	29,440	2,528 ⇒	5,248
340,000	13,600 ⇒	31,280	2,686 ⇒	5,576
360,000	14,400 ⇒	33,120	2,844 ⇒	5,904
380,000	15,200 ⇒	34,960	3,002 ⇒	6,232

標準報酬月額は毎月15日頃には最新情報へ反映されます。

例) 9月30日退職の場合、9月15日日以降に確認されると、退職月の標準報酬月額が表示されています。

3. 保険料の納付種類について

納付種類は「毎月納付」「半期前納」「年間前納」の中からお選びいただき、任意継続加入申請書にてご指定いただきます。（前納の期間によって0.3%～2.1%の割引があります。）

加入月の納付期限は原則10日迄ですが、月途中退職で10日迄の納付が間に合わない場合は、加入翌月に2か月分を合わせて納付いただく場合もございます。納付期限日が休日の場合は翌営業日までとなります。

納付の種類	納付期限	保険料	注意事項
毎月納付	毎月10日	当月1か月分	振込手数料が毎回かかります。毎月の振込をお忘れないようにご注意ください。
半期前納	加入月分は10日まで 前納初回は加入月末日 次回より9月末・3月末	加入月分は1か月分 加入月翌月以降は、上期(4月～9月)、下期(10月～翌年3月)に分けて前納 ※割引あり	期限内に納めていただかないと割引適用が受けられず、不足分を追加納付していただきます。
年間前納	加入月分は10日まで 前納初回は加入月末日 次回より3月末	加入月分は1か月分 加入月翌月以降は、年間分(4月～翌年3月)をまとめて前納 ※割引あり	

【納付種類別の例：9月30日退職の場合（10月1日資格取得）】

◆「毎月納付」・・・毎月10日までに納付

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月

◆「半期前納」・・・加入月は1ヶ月分を10日まで、上下期で分けて前月末まで

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月	5ヶ月分（10月末までに納付）					6ヶ月分（3月末までに納付）					6ヶ月分（9月末までに納付）						

◆「年間前納」・・・加入月は1ヶ月分を10日まで、年度で分けて前月末まで

当年度						翌年度											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1ヶ月	5ヶ月分（10月末までに納付）					12ヶ月分（3月末までに納付）											

4. 保険料の納付方法について

資格喪失後ご自宅宛に納付書と保険証を送付いたします。それぞれ納付書に記載してある納付期日までに納付手続きをお願いいたします。納付方法を変更したい場合は健康保険組合へ連絡してください。

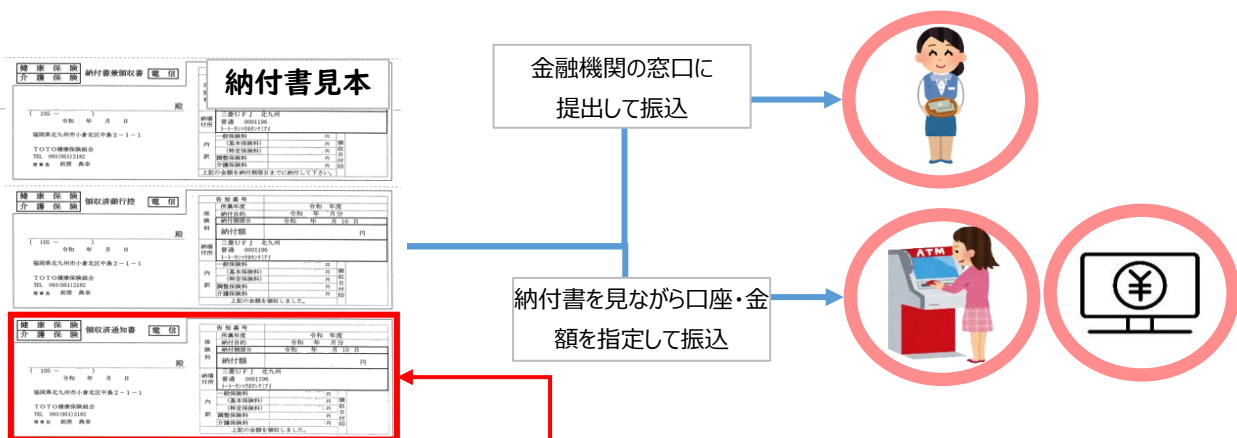
納付期日までに納付されなかった場合、任意継続の資格は喪失となります。

※任意継続加入月に資格を喪失した場合は、返金できません。

※いずれの銀行・信金・信組からも振込可能です。

A T Mやネット振込も可能ですが、金額にお間違いのないようご確認の上お振込みください。

振込手数料はご本人負担となります。



5. 保険料の領収証について

領収証の発行は、納付書にあります「領収済通知書」をもって代えさせていただきます。

保険料は確定申告の際に社会保険料控除の対象になりますので、領収証は大切に保管してください。

納付証明が必要な場合は、当組合までご連絡をお願いいたします。

6. 保険証について

資格喪失後ご自宅宛に納付書と一緒に保険証を送付いたします。

保険証の記号が変更になりますので、引き続き受診されている病院・歯科等に行かれた場合は窓口で提示し、記号が変更になった旨を伝えてください。

7. 受けられる給付について

健保組合ホームページの「申請書一覧」より各申請書がダウンロードできます。

事由	給付名	条件	申請方法
疾病・負傷 (被扶養者含む)	療養の給付	疾病・負傷で治療を必要とするとき（現物給付）	手続きは不要です。
	療養費	やむを得ず被保険者証が使用できず治療を受けたとき 治療に必要な装具を装着したとき	療養費支給申請書をご提出ください。
	高額療養費	療養の給付を受け、1か月の自己負担額が自己負担 限度額を超えたとき	手続きは不要です。 予め限度額適用認定証が必要な場合は申請書をご 提出ください。
死亡	埋葬料	本人が死亡したとき	埋葬料（費）請求書をご提出ください。
	家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	埋葬料（費）請求書をご提出ください。
保健事業	健診補助	本人・40歳以上の扶養家族（女性配偶者以外）が健 診を受けるとき、 全額補助 します。	毎年5月上旬に受診案内を送付します。 内容をご確認 の上、ご自身でご予約いただき、必ず受診をお願い いたします。
	女性配偶者 健診補助	20歳以上の扶養家族（女性配偶者）が女性配偶 者健診を受けるとき、 全額補助 します。 （特定健診との重複は不可）	毎年3月下旬に受診案内を送付します。 内容をご確 認の上、ご自身でご予約いただき、必ず受診をお願い いたします。
	人間ドック・ 脳ドック・ PET健診	30歳以上の本人または扶養家族（配偶者）が人間 ドック・脳ドック・PET健診を受けた際、いずれか年1回 費用を補助します。 人間ドック・脳ドック：7割補助（上限35,000円） PET健診：5割補助（上限58,000円）	原則、PepUpより電子申請をお願いします。 PepUpを利用できない方は、人間ドック・脳ドック・PET 健診補助申請書をご提出ください。 人間ドックはウィーメックスで申しいただくことで、立替が 不要です。
	インフルエンザ予 防接種補助	本人または扶養家族（続柄問わず）がインフルエンザ の予防接種を受けた際、費用の全額（上限2,500 円）を補助します。	PepUpより電子申請をお願いします。

8. その他の諸手続きについて

下記事由が発生した場合は、**お手続き**が必要です。

健保組合ホームページの「**申請書一覧**」より各申請書がダウンロードできます。

任意継続制度を利用したいとき	任意継続被保険者資格取得申請書を提出してください。（退職後20日 以内）
氏名・住所・電話・銀行口座が変わったとき	氏名・住所・電話・給付金受領金融機関変更届を提出してください。
任意継続をやめるとき (他の健康保険に加入されるとき)	任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書と添付書類を提 出してください。
家族に異動があったとき (出生による扶養追加、就職による扶養削除など)	健保組合までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
本人がお亡くなりになった場合	健保組合までご連絡ください。

TOTO | TOTO健康保険組合

検索

〒802-8601 福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1 [アクセス](#) ☎ 093-951-2182

 健保のしくみ	 健保の給付	 保健事業	 各種手続き	 申請書一覧	 よくある質問
--	---	--	---	--	--



健康診断
のご案内



WEMEX(ウィーメックス)
女性被扶養配偶者
被保険者の婦人科検診
任意継続被保険者の健診
健診
予約



PepUp

Q&A こんなときどうする？



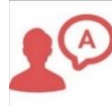
任意継続に加入する場合と国民健康保険に加入する場合はどちらが得なのですか。



保険料や健診等のサービス内容が異なっており、一概にどちらが得とはいえません。国民健康保険については市区町村に保険料やサービス内容を確認されてみて、任意継続と比較の上ご判断ください。



保険証が手元に届く前に病院に行きたい場合は、どうしたらいいですか？



マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードで受診ください。
マイナンバーカードをお持ちでない場合は、医療機関の窓口で任意継続の手続き中であることをお伝えください。一旦医療費の全額をお支払いいただきますが、医療機関によっては保険証と領収書を後日持参すれば窓口で払い戻しを受けられる場合もあります。受診の際にご相談ください。
医療機関で払い戻しを受けられない場合は、「療養費支給申請書」（国内用）・「領収書」「診療報酬明細書」をTOTO健康保険組合まで提出ください。TOTO健康保険組合の負担分を払い戻しいたします。



家族も引き続き扶養に入れたい場合、家族分の任意継続加入申請書も別途必要ですか？



家族分の申請書は不要ですが、申請書の被扶養者届欄にご記入ください。



毎月払いを選択していましたが、手数料がもったいないのでまとめて支払っても大丈夫ですか？



毎月払いの納付書を合算してまとめて払うことはできません。
半期前納や年間前納への切り替えは可能ですので健保組合までご相談ください。



保険料を期日までに納付できませんでした。どうすればよいですか。



保険料を期日までに納付できなかった場合は、保険料納付期日の翌日より任意継続の資格を喪失します。忘れないようお願いいたします。



任意継続に加入後「国民健康保険に切り替えたい」「家族の扶養に入りたい」時はどうすればいいですか？また、前納した保険料は返金されますか？



「任意継続被保険者からの申出」により任意脱退できます。脱退希望日の前月末までに「任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書」を健保組合に提出ください。
(令和6年10月1日に脱退希望 → 令和6年9月1日～9月30日に健保組合へ到着するように提出)
払いすぎた保険料については被保険者へ返金いたします。



就職して就職先の健康保険に加入することになったのですが、どうすればよいですか。



任意継続被保険者資格喪失届兼保険料還付請求書を記入の上、任意継続の保険証と新しく加入した保険証のコピーをご提出ください。

その他、ご相談等ございましたらTOTO健康保険組合にご連絡ください。

〒802-8601 北九州市小倉北区中島2-1-1 TEL:093-951-2182

TOTO健康保険組合ホームページにも情報を掲載しています。



TOTO健康保険組合